



「第四条第二号及び第三号」を「第五条第一項第一号口、第二号及び第三号」を「第五条第一項第一号口及び第二号」に改め、同条第二号イ中「第七百三条の四第十八項の介護納付金課税総額」を「第七百三条の四第二十二項の標準介護納付金課税総額」に改め、同号口中「第五条第一項第二号口」を「第五条第一項第三号口」を「同条第一項第二号口」を「同条第一項第三号口」に改め、同号口を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ すべての市町村の当該年度の保険料の賦課期日における被保険者に係る被保険者均等割総額（後期高齢者支援金等賦課総額（地方税法第七百三条の四第十三項の標準後期高齢者支援金等賦課総額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。）及び被保険者の属する世帯に係る世帯別平等割総額（後期高齢者支援金等賦課総額に係る額に限る。）の合算額をすべて市町村の平均被保険者数の合算額で除して得た額に当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額

ロ 次の式により算定した額に、当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額  

$$\frac{\text{すべての市町村の当該年度の保険料の賦課期日における被保険者に係る所得割総額（後期高齢者支援金等賦課総額に係る額に限る。）及び資産割総額（後期高齢者支援金等賦課総額に係る額に限る。）の合算額をすべての市町村の平均被保険者数の合算数で除して得た額}}{\text{当該市町村の省令第五条第一項第二号口及び第三号の規定により算定した同条第一項第二号口の被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等を当該市町村の平均被保険者数で除して得た額}}$$

すべての市町村の省令第五条第一項第二号口及び第三号の規定により算定した同条第一項第二号口の被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合算額をすべての市町村の平均被保険者数の合算数で除して得た額

第六条第一号中「採った一般被保険者」を「採った被保険者」に、「省令第六条第一号イ及びロに掲げる額の合算額」を「調整対象需要額」に、「当該一般被保険者」を「当該被保険者」に改め、同条第二号中「退職被保険者等に係る額を除く。以下この号において同じ。」及び「退職被保険者等に係る額を除く。」を削り、同条第三号中「被保険者に係るものうち老人保健医療給付対象者に係るものを除く。以下同じ。」「老人保健医療給付対象者を除く」及び「以下「若人被保険者」という。」を削り、同

号イ及びロ並びに同条第四号中「若人被保険者」を「被保険者」に改め、同条第五号中「退職被保険者等に係るものを含み、老人保健医療給付対象者のみの世帯に係るものを除く。」を削る。

附則に次の三項を加える。

( 退職被保険者等所属市町村の療養給付費等負担金等の特例 )

3 退職被保険者等所属市町村における第四条第二号の規定の適用については、同号中「後期高齢者支援金の納付に要した費用の額」とあるのは、「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とする。

4 退職被保険者等所属市町村における第五条第一号イ及びロの規定の適用については、同号イ中「平均被保険者数」とあるのは「平均一般被保険者数」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、「平均被保険者数」とあるのは「平均一般被保険者数」とし、同号ロ中「平均被保険者数」とあるのは「平均一般被保険者数」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」とし、「平均被保険者数」とあるのは「平均一般被保険者数」とする。

5 退職被保険者等所属市町村における第六条第一号、第二号及び第五号の規定の適用については、同条第一号中「採った被保険者」とあるのは「採った一般被保険者」と、「当該被保険者」とあるのは「当該一般被保険者」とし、同条第二号中「減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額」とあるのは「減免額（退職被保険者等に係る額を除く。以下この号において同じ。）並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額（退職被保険者等に係る額を除く。以下この号において同じ。）の合算額」とし、「一部負担金の額」とあるのは「一部負担金の額（退職被保険者等に係る額を除く。）」と、「控除した額」とあるのは「控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）」とし、同条第五号中「全数」とあるのは「全数（退職被保険者等に係るものを含む。）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の規定は、平成二十年度分の予算に係る県調整交付金から適用する。

平成二十一年三月三十一日印刷  
 平成二十一年三月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
 岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一  
 発行所 岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一

印刷者 岐阜市三輪ぶりとびあ十三  
 印刷所 岐阜市三輪ぶりとびあ十三  
 定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）